

大分県農林水産業就労環境改善事業費補助金実施要領

(制定 令和8年3月19日新経支第1229号)

大分県農林水産業就労環境改善事業の運用にあたっては、大分県農林水産業就労環境改善事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）によるほか、この実施要領に従って取り扱うものとする。

第1 目的

本事業は、県内農林水産業の成長産業化に不可欠な経営拡大や企業参入の推進を図るため、人材の確保と定着の促進に資する安心して作業に従事できる就労環境の整備を支援するものである。

第2 事業内容等

事業内容、補助率等は、別表1に掲げる内容とする。

第3 事業実施主体等

本事業における事業実施主体は県内の農林水産業経営体とし、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 共通

- ア 本事業に係る計画を的確に実施することができる能力を有する者であること。
- イ 本事業の適正な執行に関する指示に対して、速やかな対応をとることが可能な者であること。
- ウ 法人及び団体においては、本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有し、定款、役員名簿、事業計画書、事業報告書、収支決算書等（団体の場合はこれらに準ずるもの）を備えていること。
- エ 装備・施設の購入先の選定に当たり、当該装備・施設の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札等の実施又は複数の業者（原則3者以上）から見積りを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うこと。
- オ 事業実施主体（法人及び団体等の場合は役員等）が暴力団員でないこと。
- カ 過去3か年以内に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第17条第1項又は第2項の規定及び大分県補助金等交付規則第15条第1項又は第2項の規定に基づく交付決定取消を受けていないこと。

(2) 一般コース

- ア 過去3年以内に売上3,000万円以上を達成していること。ただし、売上3,000万円以上を達成した年度に純損失が発生していた場合（法人の場合においても同様であり、役員報酬は含めない）は申請することとはできない。
- イ 青色申告を実施していること。
- ウ 継続的な経営の実施が見込まれること。
- エ 第5の2によるポイントが10以上であること。

(3) 大規模園芸団地コース

ア 令和6年度以降に大規模園芸団地で営農開始している、または今後営農開始することが確実と見込まれる経営体で、過去3年以内に売上3,000万円以上を達成している、または今後達成が見込まれること。

イ 以下に該当する大規模園芸団地であること。

- ① 単独または複数のまとまった農用地等の合計が概ね10ha以上となること。
- ② まとまった農用地等において既存の園芸団地がある場合は、新たに集積・集約するまとまった農用地等が概ね5ha以上（施設園芸の場合は概ね2ha以上）かつ、既存園芸団地との合計が概ね10ha以上となること。
- ③ 複数のまとまった農用地等による大規模園芸団地の場合は、まとまった農用地等間において生産、販売等で連携すること。

ウ 前項のまとまった農地とは、「畦畔で接続」、「道路または水路を挟んで接続」、「各々一隅で接続」「段上に接続」、「借受希望者の宅地等に接続」のいずれかに該当する1ha以上の一連の農作業に支障が生じない2筆以上の隣接する農用地等を指す。

第4 補助対象経費等

装備・施設を導入する場合にあつての交付対象基準は以下のとおりとする。また、事業対象となる装備・施設は別表2に掲げる内容とする。

- (1) 事業実施主体が人材の定着促進に向けた就労環境の改善を行うために必要な装備・施設であること。また、据付及び運搬等に係る経費も対象とする。
- (2) 新品であること。ただし、知事が必要と認める場合は、中古装備・施設（法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が3年以上の装備・施設をいう。）も対象とすることができるものとする。

2 次に掲げる経費は補助対象としない。

- (1) 他の助成事業で支援を現に受け、又は受ける予定となっている取組に係る経費
- (2) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
- (3) 導入する装備・施設のリース・レンタルに係る経費
- (4) 振込等手数料（代引手数料を含む）及び両替手数料

第5 事業採択

本事業を実施しようとする者は、事業採択申請書（様式1号）に、次に掲げる書類（以下「申請書類」という）を添えて事業の主たる実施場所を管轄する振興局を経由して知事に提出するものとする。

- (1) 事業実施計画（交付要綱第2号様式）
- (2) 事業実施計画に記載された導入予定装備・施設の概要がわかるカタログ、見積書、設計図等
- (3) 事業実施年度から起算した直近3年間の内、いずれかの年度において売上が3,000万円を上回った際の決算書
- (4) 誓約書（交付要綱別記1）
- (5) 大分県農林水産業就労環境改善事業審査基準（別紙）に係る根拠資料

(6) 大規模園芸団地であることが分かる書類（様式2号） ※大規模園芸団地コースの場合

(7) その他知事が必要と認める書類

2 知事は、別紙「大分県農林水産業就労環境改善事業審査基準」に基づき、提出された事業実施計画の内容を総合的に評価し、ポイントの高いものから順に予算の範囲内で採択する。ただし、賃上げ枠の採択については、ポイントが15以上かつ賃上げの対象となる常雇いを1名以上擁していることを条件とする。

3 知事は、採否を決定したときは、補助金採択（不採択）通知（様式3号）により、その事業実施計画を定めた者にその旨を通知するものとする。

4 事業採択後、申請書類に虚偽の記載等があることが判明した場合は、採択を取り消すことができるものとする。

第6 事業の着手

事業実施主体は原則として、交付決定後に事業に着手するものとする。ただし、事業実施主体の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合、事業実施主体は、交付決定前であっても着手することができるものとする。この場合においては、事業実施主体は交付決定前着手届（様式4号）を知事に提出し、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

第7 事業の報告

事業実施主体は、事業実施翌年度から3年間、年次報告（様式5号）を作成するものとし、当該年度の翌年度の4月30日までに事業の主たる実施場所を管轄する振興局を経由して知事に提出するものとする。ただし、法人であって、当該報告書の提出期限時点で直近の決算が未確定の場合は、現時点で把握できる範囲の情報を記載した上で提出し、決算確定後、速やかに未確定部分を追記した報告書を提出すること。

第8 事業の指導推進

県は、地域の実態に即し、事業の効果的な推進が図られるよう、市町村ほか関係機関等と密接な連携を図るとともに、事業実施主体に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

第9 県の助成

知事は、予算の範囲内において、第5の2により採択された事業について、別に定める交付要綱により助成するものとする。

第10 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は、知事が別に定めるところによる。

附則

この要領は、令和8年4月1日から適用する。

別表 1

事業メニュー	補助率	補助上限額	事業内容
一般コース	①通常枠 1／2以内	100 万円	別表 2 に掲げる装備・施設に係る導入経費を支援するものとする。 ※総事業費が 50 万円未満の場合は対象外
	②賃上げ枠 2／3以内	140 万円	
大規模園芸団地コース	①通常枠 1／2以内	500 万円	
	②賃上げ枠 2／3以内	670 万円	

別表 2

補助対象となる装備・施設
大型扇風機、遮熱・遮光設備、WBGT 計、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、給水機、ミストシャワー、ファン付きウェア・水冷服、農作業機械への日除け屋根、労務管理用ソフトウェア（導入費用）、トイレ（仮設含む）、休憩室、手洗い場、シャワー室、 <u>駐車場</u> ^{※1} <u>その他、熱中症防止や高温下等での作業負担軽減に向けた装備または就労環境改善に向けた施設で知事が認めるもの</u> ^{※2}

※1 大規模園芸団地コースのみ

※2 その他、熱中症防止や高温下等での作業負担軽減に向けた装備または就労環境改善に向けた施設で知事が認めるものを導入する場合は、導入理由書（様式 7 号）を事業採択申請書に添付する。

(別紙)

大分県農林水産業就労環境改善事業
審査基準

審査項目及び点数配分は以下のとおりとする。

番号	審査項目	審査項目の詳細	点数配分
1	雇用状況	事業実施年度における新規雇用予定者 ※家族労働力（専従者含む）は含まない ※①について、集落営農法人における従事分量配当は対象外 ※①について、期間の定めがない又は1年以上の雇用契約を締結していること ※①について、特定技能及び外国人技能実習生を含む ※②について雇用契約期間が31日以上1年未満かつ週の平均労働時間が20時間以上であること	①常雇い：5点/人 ②臨時雇い：3点/人
2		事業実施前年度における雇用者数 ※家族労働力（専従者含む）は含まない ※①について、集落営農法人における従事分量配当は対象外 ※①について、期間の定めがない又は1年以上の雇用契約を締結していること ※①について、特定技能及び外国人技能実習生を含む ※②について雇用契約期間が31日以上1年未満かつ週の平均労働時間が20時間以上であること	①常雇い：5点/人 ②臨時雇い：3点/人
3		事業実施年度における人材確保手段の活用 ※スポットワークは農業支援サービス事業における人材供給型サービスに該当する内容であること ※農福連携等の「等」とは林福連携及び水福連携を示す	①スポットワークの活用：3点 ②農福連携等：3点
4	経営状況	経営者が50歳未満である	3点
5	経営拡大意欲	事業実施年度中に規模拡大や経営多角化等の経営拡大を予定している ※補助事業の活用、ハウスの増築など	1点
6	就労環境	GAP 認証を取得している	1点
7		県が主催する「農作業の「見える化・細分化」専門家派遣」または「農福連携支援アドバイザー派遣」を活用したことがある	1点
8		就業規則を制定している	1点
9		有給休暇制度を導入している	1点
10		定期昇給制度を導入している	1点
11		育児休業制度を導入している	1点
12		労働保険、社会保険に加入している	1点
13		くるみん又はえろぼし認定を受けている	1点

様式 1 号（第 5 関係）

年度大分県農林水産業就労環境改善事業採択申請書

番 号
年 月 日

大分県知事 殿

所在地
団体名
代表者氏名

年度において、下記のとおり補助事業を実施したいので、大分県農林水産業就労環境改善事業実施要領第 5 の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 添付書類

- (1) 事業実施計画（交付要綱第 2 号様式）
- (2) (1) に記載した導入予定の装備・施設の概要がわかるカタログ、見積書、設計図等
- (3) 事業実施年度から起算した直近 3 年間の内、いずれかの年度において売上高が 3,000 万円を上回った際の決算書
- (4) 誓約書（交付要綱別記 1）
- (5) 大分県農林水産業就労環境改善事業審査基準（別紙）に係る根拠資料
- (6) その他知事が必要と認める書類

	振興局		市	園芸団地化プラン	農地情報カルテ	現状：Step		令和		年		月時点
			地区			(		)				

1 団地の概要

(1)農地面積	:		ha	(既存団地含み		ha)	(6)基盤整備事業	:	☐ 有	☐ 無		地区	(受益面積		ha)
(2)作付面積	:		ha				(7)農地再編整備事業	:	☐ R		年	月策定(予定)	☐ 無		
(3)品目	:						(8)基盤整備の実施計画	:	☐ R		年	月策定(予定)	☐ 無		
(4)経営体	:						(9)基盤整備事業概要	:	☐ R		年	月採択(予定)			
(5)団地タイプ	:		タイプ				(国事業)								事業
							(10)営農開始	:	R		年	月(予定)			

2 団地の位置図

※Google Maps航空図を使用
※ランドマークがわかる程度の縮尺(駅、市役所、IC等)

Google Maps航空図

団地座標(緯度・経度)： , ※Google MapsでのGIS確認(団地中央あたりを設定)

3 団地の構想図（品目のゾーニング図）

3 団地タイプの整理 ※面積は全て作付面積を記載

①集積タイプ	☐	1カ所に概ね10ha以上の団地を形成	【		ha】			
②分散タイプ	☐	作付面積が1ha以上の団地で形成	【		ha】	※下限面積		
	☐	複数団地の合計が概ね10ha以上	【		ha】			
	☐	複数団地が生産、販売等で連携						
③産地拡大タイプ	☐	新規団地が概ね5ha以上(施設園芸は2ha以上)	【		ha】	かつ既存団地との合計が概ね10ha以上		
	☐	新規団地、既存団地間が生産・販売等で連携				【		ha】

4 団地間連携の整理（分散タイプ、産地拡大タイプ）

「生産、販売等で連携」は以下のうち、1つ以上に連携して取組むこと

☐ 生産性、品質の向上（共同園地管理、技術研鑽・技術統一）

☐ コストの低減（機械・施設の共同利用、資材の共同購入、共同輸送等） ※（ ）に該当する内容を記載

☐ 販売力の向上（共同出荷によるロットの確保、共同品種選定）

（連携内容の詳細）

団地間の位置図・移動距離がわかる図

様式 3 号（第 5 関係）

年度大分県農林水産業就労環境改善事業採択（不採択）通知

第 号
年 月 日

殿

大分県知事

貴殿から 年 月 日付で採択申請のあった標記の件については、採択（不採択）
となりましたので通知します。

（採択の場合）なお、提出書類に虚偽の記載等があることが判明した場合は、この
採択を取り消す場合があります。

記

1 条件事項

様式 4 号（第 6 関係）

年度大分県農林水産業就労環境改善事業交付決定前着手届

番 号
年 月 日

大分県知事 殿

所在地
団体名
代表者氏名

大分県農林水産業就労環境改善事業実施要領第 6 の規定に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内のあらゆる損失等は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。

事業内容	事業費 (円)	着手予定年月日	完了予定年月日	理由

様式 5 号（第 7 関係）

年度大分県農林水産業就労環境改善事業年次報告
（ 年度分）の提出について

番 号
年 月 日

大分県知事 殿

住 所
名 称
代表者名

大分県農林水産業就労環境改善事業実施要領第 7 に基づき、年次報告を提出します。

添付資料：年次報告書（様式 6 号）

年度大分県農林水産業就労環境改善事業年次報告書

経営体・法人名			
代表者役職・氏名			生年月日
連絡先	電話	E-Mail	
事業実施主体の所在地	〒	大分県	
申請コース	☐ 一般コース	☐ 大規模園芸団地コース	
賃上げ枠の活用	☐ あり	☐ なし	
経営状況	年次	【事業実施年度】 令和 年	【事業実施年度以降】 令和 年
	作付面積(a) 飼養頭数(頭)等		
	売上(万円)		
	所得(万円)		
	常時い(人)		
	うち外国人材 (人)		
	臨時雇い(人)		
	うち外国人材 (人)		
	スポットワークの 活用	☐ 活用している	☐ 活用している
	農福連携等の実施	☐ 実施している	☐ 実施している
今後の取組			

*「スポットワークの活用」、「農福連携等の実施」は活用・実施している場合に☑を記入する。

様式 7 号（別表 2 関係）

導入理由書

大分県農林水産業就労環境改善事業費補助金において、以下装備・施設を導入する理由について報告します。

○装備・施設名

○導入理由

○導入効果など